

平成19年10月17日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

エスカレーターの交差部に設ける保護板の緊急点検について

平成19年10月16日（火）に神奈川県平塚市の「西友平塚店」において、利用者が手すりの上端部と交差部下の保護板に挟まれる事故が起きたことは誠に遺憾である。

これまでの調査で、当該エスカレーターの保護板の下端が手すりの上端部から下方に約2センチメートルしか届かない長さとなっており、建築基準法（以下「法」という。）に適合していないことが判明したところである。

今回の事故の原因は調査中であり、この不適合との因果関係についても明らかになっていないが、貴管内のエスカレーターについて、保護板の設置状況について緊急点検を実施することとしたので、下記により建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な措置を講じられたい。

また、今回の事故の他にも、平成19年8月12日に発生したJR川崎駅自由通路における挟まれ事故、平成19年10月2日に経済産業省から消費生活用製品の重大事故情報に係る公表のあったサンダルについての巻き込まれ事故等、エスカレーターの事故が相次いでいるが、これらの事故防止のためには、建築物の所有者等がエスカレーターの利用者に対して正しい乗り方について十分な注意喚起を行うことも極めて重要である。（社）日本エレベーター協会において別添のとおりエスカレーターの利用の際の注意事項を定めているので、これを参考に、今般の緊急点検の機会を捉えて、対象建築物の所有者等に、顔や手を乗り出した利用は大変危険であること、必ず黄色い線の内側に立つこと等の利用者に対する注意喚起の徹底を指導するよう、併せてお願いする。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. 対象となるエスカレーターの特定

特定行政庁は、特定行政庁に保存されている法第12条に基づく定期検査報告書等をもとに、貴管内に所在する全てのエスカレーターを緊急点検の対象とすること。

なお、法第18条第2項に基づく通知に係る物件については、建築計画概要書等をもとに

所有者等にエスカレーターの所在を確認のうえ、全てのエスカレーターを対象とすること。

2. 所有者等への通知

特定行政庁は、法第12条第5項に基づき、当該エスカレーターの所有者等に対し、エスカレーターの保護板が適切に設置されていることが確認できる資料（写真等）を添えて、保護板について建築基準法施行令第129条の12第1項第1号及び平成12年建設省告示第1417号に適合しているかどうかの点検を行い特定行政庁に報告するよう、通知すること。

この場合において、当該保護板がこれらの規定に基づき適切に設置されていないものは、直ちに是正指導すること。

3. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、点検の実施状況について、貴管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成19年11月30日（金）までに、別紙様式により当職まで報告すること。